

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

お申込の際には、下記の事項、手数料に関する別紙および目論見書の内容を十分にお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

当ファンドの販売会社の概要

商号等 イーバンク銀行株式会社
 登録金融機関 関東財務局長(登金)第609号
本社所在地 〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-3
代表者 代表取締役社長 国重 惇史
加入協会 日本証券業協会、金融先物取引業協会
資本金 23,485 百万円(2009年7月17日現在)
主な事業 銀行業
設立年月日 2000年1月14日
連絡先 0120-030-189 携帯電話・PHS及び海外からのご利用は 03-6832-2262
 受付時間:月曜日～金曜日の9:00～17:00

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当行が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当行が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関としての業務であり、当行においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、投資信託総合取引口座のほかに、当行の預金口座(イーバンク口座)が必要となります。
- ・ ご購入のご注文をいただいたときは、当行の預金口座からご注文代金(販売手数料を含みます。)を引落としさせていただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、ログイン後、「投資信託」の「e報告書」画面で取引報告書をご確認いただけます。